

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人未来・ねりまの役員および評議員等の報酬について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬は、法人と委任にある役員および評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

## (理事会、評議員会および評議員選任・解任委員会の出席)

第3条 理事長および理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬および実費弁償費（交通費その他の実費。以下同じ。）を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表1の報酬は支払わない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬および実費弁償費を支払うことができる。

ただし、理事長および理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬は支払わない。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表2の報酬は支払わない。

3 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬および実費弁償費を支払うことができる。

## (役員および評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外の日において、法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬および実費弁償費を支払うことができる。

## (監事の報酬)

第5条 監事が理事会および評議員会に出席したときは、別表1により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬は支払わない。

2 監事が理事会および評議員会出席以外の日において、法人および施設の指導検査への立会いおよび運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2によ

り1日分の報酬および実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める出張旅費規程により旅費を支給することが出来る。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成19年4月1日より適用する。

改 定 この規程は、平成21年4月1日より改定する。

この規程は、平成23年4月1日より改定する。

この規程は、平成25年4月1日より改定する。

この規程は、平成27年4月1日より改定する。

この規程は、平成29年3月1日より改定する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	5,000円	円
評議員会出席報酬	5,000円	円
苦情対応第三者委員報酬	3,000円	円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000円	円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬	25,000円	円
理事及び評議員業務報酬	10,000円	円
監事監査指導報酬	18,000円	円
苦情対応第三者委員報酬	10,000円	円